

令和5年度 第9回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和5年12月22日（金） 午前9時05分から午前10時00分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
出	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	出	福元 康光
出	寺下 幸弘	出	田中 次男	出	堀之内 節子	出	木場 夏芳
出	中塩屋 均	出	田村 利秋	出	泊 義秋		
出	園田 誠	欠	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	出	本田 淳子		

推進委員

出	鶴田 勉	出	西元 貞幸	出	中牧 龍次	欠	立元 和揮
欠	永山 智哉	出	谷口 芳久	出	細川 健一	出	入佐 哲朗
出	持増 正	出	中尾 明德	出	矢野 嘉彦	欠	川崎 守
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	出	松元 渡		
出	徳田 潤一	欠	有馬 研一	出	本村 ヤス子		
出	高田 裕幸	出	森園 浩美	出	福元 里美		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 主任主事 前田 裕孝
 担い手育成係 主 査 西迫 博
 主任主事 桃木 洋佑

5 事務局職員 局 長 宮地 智治
 次長兼農地係長 税所 篤行
 主幹兼振興係長 上之脇 秀輝
 主 幹 前迫 篤弘
 主 査 池畑 信幸
 主任主事 角野 勝行
 主 査 函師 竜太 (輝北総合支所産業建設課)
 主 査 延時 立子 (串良総合支所産業建設課)

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画（所有権の移転）の取消しについて

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 寺下 幸弘 委員 ・ 園田 誠 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和5年度 第9回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和5年12月22日（金） 開会 午前9時05分 閉会 午前10時00分

鹿屋市役所7階大会議室

局長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議長 ただいまから、令和5年度第9回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の、欠席は、有村委員の1名です。出席委員数は、20名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、立元委員、永山委員、川崎委員、有馬委員の4名です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号3番の寺下委員と5番の園田委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の前迫主幹を指名します。

これより議事に入ります。1頁、議案第60号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第60号につきましては、1頁から40頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和5年12月25日です。合計面積は、21万4千922.32㎡、うち更新分11万5千605.32㎡、内訳として、田が2万1千563㎡、畑が19万3千359.32㎡です。利用権を設定する者が57人、設定を受ける者が39人です。始期は、いずれも令和6年1月1日です。期間は、1年、2年、3年、5年、6年、10年です。次の3頁から29頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。初めに3頁です。次の1番から6頁の7番までは、設定期間が1年です。1番、2番は、賃借権で新規設定。

次に、4頁、3番は、賃借権で新規設定。4番は、賃借権で再設定。

次に、5頁、5番、6番は、賃借権で再設定。

次に、6頁、7番は、賃借権で再設定。次の8番は、設定期間が2年です。8番は、賃借権で再設定。

次に、7頁、次の9番から11頁の17番までは、設定期間が3年です。9番は、使用賃借権で新規設定。10番は、賃借権で新規設定。

次に、8頁、11番、12番は、賃借権で新規設定。

次に、9頁、13番は、使用貸借権で再設定。14番は、賃借権で再設定。

次に、10頁、15番は、賃借権で再設定。16番は、使用貸借権で再設定。

次に、11頁、17番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次の18番から19頁の32番までは設定期間が5年です。18番は、賃借権で新規設定。

次に、12頁、19番、20番は、賃借権で新規設定。

次に、13頁、21番は、賃借権で新規設定。

次に、14頁、22番、23番は、賃借権で新規設定。

次に、15頁、24番は、賃借権で再設定。25番は、使用貸借権で再設定。

次に、16頁、26番、27番は、賃借権で再設定。

次に、17頁、28番、29番は、賃借権で再設定。

次に、18頁、30番、31番は、賃借権で再設定。

次に、19頁、32番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次の、33番から23頁の41番までは、設定期間が6年です。33番は、賃借権で新規設定。

次に、20頁、34番、35番は、賃借権で新規設定。

次に、21頁、36番、37番は、賃借権で新規設定。

次に、22頁、38番は、賃借権で新規設定。39番は、賃借権で再設定。

次に、23頁、40番は、賃借権で再設定。41番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、24頁、次の42番から29頁の52番までは、設定期間が10年です。42番は、賃借権で新規設定。43番は、使用貸借権で新規設定。

次に、25頁、44番、45番は、賃借権で新規設定。

次に、26頁、46番は、賃借権で新規設定。47番は、賃借権で再設定。

次に、27頁、48番は、使用貸借権で再設定。49番は、賃借権で再設定。

次に、28頁、50番、51番は、賃借権で再設定。

次に、29頁、52番は、賃借権で再設定。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました、3頁から29頁までの52件の利用権設定ですが、11頁の3年もの17番が、農業委員会の取り決め制限にあたりますので、入佐委員に退席をいただき審議します。

(入佐委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 11頁の17番は、借人、入佐委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促

進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 入佐委員に係る 3 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員：着席)

入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、19 頁の 5 年もの 32 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、上野委員に退席をいただき審議します。

(上野委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 19 頁の 32 番は、借人、上野委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 上野委員に係る 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(上野委員：着席)

上野委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、23 頁の 6 年もの 41 番が、議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 23 頁の 41 番は、借人、福元副会長の関連する法人が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る 6 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 49 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、30 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転につきましては、30 頁から 34 頁です。まず、30 頁で説明します。公告年月日は令和 5 年 12 月 25 日、合計面積は、2 万 4 千 210 m²です。内訳としまして、田が 903 m²、畑が 2 万 3 千 307 m²です。所有権を移転する者が 6 人、所有権の移転を受ける者が 5 人です。

次に 31 頁、次の 1 番から 34 頁の 6 番までは、全て所有権移転協議が成立したものですのでお目通し願います。以上です。

議長 ただいま説明がありました所有権移転協議が成立したものの 6 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、35 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 中間管理権設定につきましては、35 頁から 40 頁です。まず 35 頁で説明します。

ここで訂正を願います。5 年ものの「利用権の設定を受ける者」の数を 4 人としているところを 3 人へ変更願います。公告年月日は、令和 5 年 12 月 25 日です。合計面積は、2 万 3 千 585 m²で、うち、田が 8 千 499 m²、畑が 1 万 5 千 86 m²です。利用権を設定する者が 8 人、利用権の設定を受ける者が 7 人です。始期は全て、令和 5 年 12 月 31 日で、期間は 5 年、8 年、9 年、10 年です。36 頁をご覧ください。次の 1 番から 37 頁の 4 番までは、設定期間が 5 年です。1 番、2 番は、賃借権で新規設定。

次に、37 頁、3 番、4 番は、賃借権で新規設定。

次に、38 頁、次の 5 番は、設定期間が 8 年です。5 番は、賃借権で新規設定。次の 6 番は、設定期間が 9 年です。6 番は、賃借権で新規設定。

次に、39 頁、次の 7 番から 40 頁の 9 番までは、設定期間が 10 年です。7 番、8 番は、賃借権で新規設定。

次に、40 頁、10 番は、使用貸借権で新規設定。以上です。

議長 ただいま説明がありました、36 頁から 40 頁までの中間管理権設定 9 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、41 頁、議案第 61 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 61 号につきましては、41 頁から 44 頁です。今回は、所有権移転が 16 件の合計 16 件です。初めに、41 頁です。1 番は、畑が 1 筆で 2 千 129 m²の売買です。2 番は、畑が 1 筆で 300 m²の売買です。3 番は、田が 1 筆で 1 千 868 m²の売買です。4 番は、田が 1 筆で 1 千 4 m²の売買です。5 番は、畑が 1 筆で 927 m²の売買です。

次に、42 頁です。6 番は、畑が 2 筆で 1 千 64 m²の売買です。7 番は、田が 1 筆で 1 千 451 m²の売買です。8 番は、畑が 9 筆で 2 万 2 千 464 m²の贈与です。

次に、43 頁です。次の 9 番から 44 頁の 16 番までは全て記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、43 頁の 9 番から 11 番までを大園委員に、43 頁の 12 番と 44 頁の 13 番を谷口委員に、44 頁の 14 番から 16 番までを新原委員に報告をお願いします。

大 園 議席番号 2 番の大園です。去る 12 月 14 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、43 頁の 9 番です。申請者は市内の方で、田 1 筆を購入し、農業を開始するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地は、畑として耕作し根菜類を作付けするとのことでした。

次に、10 番です。申請者は市外の方で、田 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では水稻や飼料を作付けするとのことでした。

次に、11 番です。申請者は市内の方で、畑 3 筆を購入し、農業を開始するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では甘藷を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

谷 口 推進委員の谷口です。去る 12 月 14 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

43 頁の 12 番です。申請者は市内の方で、田 1 筆を購入し、農業を開始するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では水稻を作付けするとのことでした。

次に、44 頁の 13 番です。申請者は、市外の方で、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、甘藷を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件

を満たしていると判断いたしました。以上です。

新 原 議席番号1番の新原です。去る12月14日、記載の2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、44頁の14番です。申請者は市内の方で、畑1筆を購入し、農業を開始するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地は、畑として耕作し野菜を作付けするとのことでした。

次に、15番です。申請者は市内の方で、畑1筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では大根を作付けするとのことでした。

次に、16番です。申請者は市内の方で、畑1筆を購入し、農業を開始するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。隣接地で放課後デイサービスの事業を開始し、利用者と共に取得する農地で各種野菜を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました16件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、45頁、議案第62号「農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第62号につきましては、45頁です。今回は、2件です。1番は、牛舎及びサイレーン置場を整備するもので、農地区分は農用区域内農地農用地利用計画指定用途です。なお、令和5年度第4回総会で審議済みです。次の2番は、記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、45頁の2番を田中委員に報告をお願いします。

田 中 議席番号9番の田中です。去る12月13日、記載の2名と事務局で農地法第4条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、45頁の2番ですが、申請地は下名小学校の北に位置し、申請地は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。以上、2番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました2件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、46頁、議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第63号につきましては、46頁から51頁です。46頁をご覧ください。

1番は、分譲宅地及び通路を整備するもので、農地区分は3の5です。

2番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は3の5です。

3番は、建築条件付宅地を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和5年度第4回総会で審議済みです。

4番は、貸家、駐車場及び通路を整備するもので、農地区分は3の4です。なお、令和5年度第3回総会で審議済みです。

次に47頁です。5番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は3の4です。なお、令和5年度第3回総会で審議済みです。

6番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は3の4です。なお、令和5年度第3回総会で審議済みです。

7番は、建築条件付宅地を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和5年度第4回総会で審議済みです。

8番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和5年度第3回総会で審議済みです。

次に48頁です。9番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和5年度第3回総会で審議済みです。

10番は、店舗、駐車場、温室及び資材置場を整備するもので、農地区分は1の5です。なお、令和5年度第4回総会で審議済みです。

11番は、牛舎及び運動場を整備するもので、農地区分は農用地区域内農地農用地利用計画指定用途です。なお、令和5年度第4回総会で審議済みです。

12番は、進入道路を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和5年度第3回総会で審議済みです。

次に49頁です。13番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和5年度第3回総会で審議済みです。

14番は、事務所及びドッグランを整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和5年度第3回総会で審議済みです。

15番は、一般住宅及び車庫を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和5年度第3回総会で審議済みです。

16番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は2の3です。なお、令和5年度第6回総会で審議済みです。

次に50頁です。17番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次の18番から51頁の22番までは、記載のとおりです。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、50頁の17番が議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

（福元副会長：退席）

事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　50頁の17番は、譲渡人、福元副会長の土地を、所有権移転により、譲受人が一般住宅及び車庫を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和5年度第3回総会で審議済みです。農地法第5条の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　　福元副会長に係る案件1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（福元副会長：着席）

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

それでは、調査がなされていますので、50頁の18番から51頁の20番までを本田委員に、51頁の21番と22番を田中委員に、報告をお願いします。

本田 　　議席番号18番の本田です。去る12月13日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、50頁の18番ですが、申請地は第一鹿屋中学校の西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行済みですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市外で宅建業を営む法人で、申請地に建築条件付宅地及び通路を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に19番ですが、申請地は鹿屋中学校の北に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはありませんが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内で不動産及び建築資材のリース業を営む法人で、申請地に資材置場を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えてい

る区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に51頁の20番ですが、申請地は鹿屋旭原郵便局の北東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行済みですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内で不動産業を営む法人で、申請地にアパートを整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、18番から20番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

田中 議席番号9番の田中です。去る12月13日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、51頁の21番ですが、申請地は笠之原小学校の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行済みであることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の社会福祉法人で、障がい福祉施設の機能拡張のため、隣接する申請地に駐車場を整備する計画です。申請内容は公益性の高い事業であり、許可基準の収用法対象事業に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。なお、既に申請地の一部を駐車場として利用していることから始末書が提出されています。

次に22番ですが、申請地は大始良中学校の北西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行済みであることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内で製造業を営む法人で、申請地に資材置場を整備する計画です。以上、21番及び22番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました21件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり22件について許可意見を付して県へ進達します。

次に、52頁、議案第64号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第64号につきましては、52頁から53頁です。52頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は1件で、畑が1筆です。対象面積は、畑が2千939㎡です。次の53頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、52頁の1番を

上野委員に報告をお願いします。

上野 議席番号 19 番の上野です。去る 12 月 13 日、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。52 頁をご覧ください。周辺図等は 53 頁です。今回は 1 件です。農振除外の申し出です。申請人は、市外の方で、申請地を山林として管理する計画です。申請地は、輝北ふれあいセンターの北東に位置し、周辺は農地の広がりがなく、小集団の生産性の低い農地であり、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可基準の「その他の農地」に該当し、転用の見込みがあると判断しました。

以上、排水対策等も十分に行う計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外について支障はないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、報告がありました 1 件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、54 頁、議案第 65 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 65 号につきましては、54 頁です。今回は 1 件です。54 頁の 1 番は、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明がありました。調査がなされていますので、54 頁の 1 番を本村委員に、報告をお願いします。

本村 推進委員の本村です。去る 12 月 13 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。54 頁の 1 番です。今回は 1 件です。申請地は、串良ふれあいセンターの南に位置し、昭和 60 年 8 月から宅地として利用されていたとのことでした。状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、田への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま説明、報告がありました 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、55 頁、議案第 66 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 66 号につきましては、55 頁から 56 頁です。今回新たに、譲渡希望が 55 頁の 1 番から 4 番までの 4 件ですのでお目通し願います。次に、賃貸借希望が 56 頁の 1 番から 7 番までの 7 件ですのでお目通し願います。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。55 頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1 番を榎原委員と森園委員に、2 番を園田委員と徳田委員に、3 番を倉田委員と高田委員に4 番を本田委員と福元里美委員に、お願いします。

56 頁、賃貸借希望の1 番を本田委員と福元里美委員に、2 番と3 番を藏ヶ崎委員と中牧委員に4 番を畠井委員と西元委員に5 番を堀之内委員と矢野委員に、6 番を郷原委員と細川委員に7 番を畠井委員と西元委員にお願いします。次に、57 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料 57 頁をご覧ください。合意解約につきましては、57 頁から 71 頁です。今回は 28 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、57 頁から 71 頁まで 28 件の合意解約です。報告しておきます。次に、72 頁「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画（所有権の移転）の取り消しについて」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料 72 頁をご覧ください。令和 5 年 6 月 23 日開催の第 3 回農業委員会総会において議案第 16 号として議決いただいた「農業経営基盤強化促進法利用集積計画（所有権の移転）」について、令和 5 年 11 月 30 日付けで、譲受人及び譲渡人双方から所有権移転の取消し願いが提出されましたので、今回報告するものです。

取消し理由としまして、土地代の支払いが予定通りにできず、複数の金融機関から協調融資を申し込んだものの、子牛価格の低迷と飼料高騰等を理由に融資ができないとのことから土地の取得を断念したものです。対象農地の詳細、譲渡人、譲受人及び売買価格については表のとおりです。今後の流れとしては、総会への報告をもとに、所有権移転登記を抹消します。なお、譲渡人については、8 人全員書面により同意済みとなっています。以上です。

局 長 補足で説明させていただきますが、譲受人はこれまで肝付町で経営を行っており、今回、串良地域へ経営を拡大する予定でしたが、子牛価格が高い時の計算で経営計画を作成していたため、公庫の返済計画に無理が生じてしまったとのことであり、法務局において移転登記を抹消するために農業委員会の証明が必要であるとのことです。以上です。

議 長 以上、所有権の移転の取り消しについての報告でした。

以上で、第 9 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

次 長 お知らせとお願いです。総会終了後、新年会の開催についてと、農地相談の結果につい

ての話をさせていただきます。総会終了後、そのままお残りください。

局 長 それでは、1月の調査委員を申し上げます。

1月12日、金曜日、4条・5条の調査が、寺下委員、中牧委員でございます。

1月12日、金曜日、農振調査が、中塩屋委員、細川委員でございます。

1月15日、月曜日、4条・5条の調査が、園田委員、矢野委員でございます。

1月15日、月曜日、3条調査が、倉田委員、松元委員でございます。

1月の総会は、1月23日、火曜日の15時から市役所7階大会議室となります。

議 長 他にありませんか。推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

なければ、これを持ちまして令和5年度第9回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉 会)